

令和3年度

実質収支に関する調書



実 質 収 支 に 関 す る 調 書



## 令和3年度東京都一般会計

区	分	金	額
1	歳入総額		9,747,376,532,941 <sup>円</sup>
2	歳出総額		9,461,704,057,469
3	歳入歳出差引額		285,672,475,472
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	52,031,827,000
		(3) 事故繰越し繰越額	3,171,387,000
		計	55,203,214,000
5	実質収支額		230,469,261,472
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額      翌年度へ繰越すべき財源      未収入特定財源  
 380,953,884,000円    -                      55,203,214,000円    =                      325,750,670,000円

## 令和3年度東京都特別区財政調整会計

区	分	金	額
1	歳入総額		1,091,570,668,000 <sup>円</sup>
2	歳出総額		1,091,570,668,000
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

### 令和3年度東京都地方消費税清算会計

区	分	金	額
1	歳入総額		2,707,641,172,303 <sup>円</sup>
2	歳出総額		2,441,687,988,124
3	歳入歳出差引額		265,953,184,179
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		265,953,184,179
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

### 令和3年度東京都小笠原諸島生活再建資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		767,962,506 <sup>円</sup>
2	歳出総額		0
3	歳入歳出差引額		767,962,506
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		767,962,506
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

### 令和3年度東京都国民健康保険事業会計

区	分	金	額
1	歳入総額		1,148,992,692,799 <sup>円</sup>
2	歳出総額		1,128,756,350,014
3	歳入歳出差引額		20,236,342,785
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		20,236,342,785
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

### 令和3年度東京都母子父子福祉貸付資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		9,109,444,359 <sup>円</sup>
2	歳出総額		1,642,100,721
3	歳入歳出差引額		7,467,343,638
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		7,467,343,638
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

### 令和3年度東京都心身障害者扶養年金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		3,553,301,249 <sup>円</sup>
2	歳出総額		3,553,301,249
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

### 令和3年度東京都中小企業設備導入等資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		2,112,202,601 <sup>円</sup>
2	歳出総額		398,018,356
3	歳入歳出差引額		1,714,184,245
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		1,714,184,245
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

### 令和3年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計

区	分	金	額
1	歳入総額		114,736,508 円
2	歳出総額		4,204,559
3	歳入歳出差引額		110,531,949
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		110,531,949
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

### 令和3年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計

区	分	金	額
1	歳入総額		181,120,768 円
2	歳出総額		4,289,705
3	歳入歳出差引額		176,831,063
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		176,831,063
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

## 令和3年度東京都と場会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	5,732,944,413 <small>円</small>	
2 歳 出 総 額	5,732,804,413	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	140,000	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	-
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	-
5 実 質 収 支 額	140,000	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

## 令和3年度東京都都営住宅等事業会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	150,147,589,310 <small>円</small>	
2 歳 出 総 額	148,052,523,957	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	2,095,065,353	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	420,341,000
	計	420,341,000
5 実 質 収 支 額	1,674,724,353	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額      翌年度へ繰越すべき財源      未収入特定財源  
 9,607,257,000円    -                      420,341,000円    =                      9,186,916,000円

### 令和3年度東京都都営住宅等保証金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		10,949,335,521 <sup>円</sup>
2	歳出総額		2,551,660,892
3	歳入歳出差引額		8,397,674,629
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		8,397,674,629
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

### 令和3年度東京都都市開発資金会計

区	分	金	額
1	歳入総額		26,661,640 <sup>円</sup>
2	歳出総額		26,661,640
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	—
		(2) 繰越明許費繰越額	—
		(3) 事故繰越し繰越額	—
		計	—
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		—

## 令和3年度東京都用地会計

区	分	金	額
1	歳入総額		12,982,470,897 <sup>円</sup>
2	歳出総額		6,640,796,206
3	歳入歳出差引額		6,341,674,691
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	1,141,000
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	1,141,000
5	実質収支額		6,340,533,691
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
55,141,000円	-	1,141,000円 = 54,000,000円

## 令和3年度東京都公債費会計

区	分	金	額
1	歳入総額		1,166,290,800.801 <sup>円</sup>
2	歳出総額		1,166,290,800.801
3	歳入歳出差引額		0
4	翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
		(2) 繰越明許費繰越額	-
		(3) 事故繰越し繰越額	-
		計	-
5	実質収支額		0
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		-

## 令和3年度東京都臨海都市基盤整備事業会計

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	3,132,684,403 <small>円</small>	
2 歳 出 総 額	408,984,959	
3 歳 入 歳 出 差 引 額	2,723,699,444	
4 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	-
	(2) 繰越明許費繰越額	79,732,000
	(3) 事故繰越し繰越額	-
	計	79,732,000
5 実 質 収 支 額	2,643,967,444	
6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	-	

備考： 決算書の翌年度繰越額と本調書4 翌年度へ繰越すべき財源との差額は未収入特定財源である。

翌年度繰越額	翌年度へ繰越すべき財源	未収入特定財源
107,728,000円	-	79,732,000円
		= 27,996,000円